高砂市指定文化財保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市文化財保護条例(昭和 39 年高砂市条例第8号)又は高砂市 文化財保護条例施行規則(昭和 42 年高教委規則第4号)に定めるもののほか、文化財 保存事業費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 指定文化財の管理者又は修理等の事業で補助対象となる経費については、別表に 掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1を限度とし、予算の範囲内で教育委員会 が定める。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りではない。

附則

この要綱は、平成7年9月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

別表 (第2条関係)

市指定文化財補助対象事業及び経費

]	区 分	補 助 対 象 経 費
有形文化財 民俗資料	保存のために必要な修理工事 災害復旧工事	修理工事経費、設計・監理料
	防災施設(消火設備、警報設備等)設置工事	防災工事費、設計・監理料
無形文化財	伝承者の養成、資料の収集整 理、記録作成	伝承者養成のための講習会等開催経費 資料収集整理経費、記録作成経費
記念物	保存のために必要な復旧工事 環境整備工事 管理に必要な施設の設置工事	復旧、整備工事費、施設設置工事費 設計・監理料